

名護市ワーケーション拠点施設整備基本設計策定業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 目的

名護市ワーケーション拠点施設整備基本設計策定業務（以下「本業務」という。）は、名護市字喜瀬地内に所在する旧沖縄総合事務局研修所（群星荘）等を新しい観光需要の取り込みや企業誘致を加速するため、コワーキングスペースやサテライトオフィス機能等を有したワーケーション拠点施設整備に向けた基本設計の策定を目的に行うものであり、この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定める。

2 委託業務概要

名 称：名護市ワーケーション拠点施設整備基本設計策定業務委託

履行期間：契約締結の日から令和4年3月18日まで

履行場所：名護市 字喜瀬

委託上限額：24,400,200円（税込）

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

計画概要：別紙「名護市ワーケーション拠点施設整備計画（案）」とする。

3 施設の概要

本業務の対象施設は「旧沖縄総合事務局研修所（群星荘）並びにその周辺用地（別紙参照）」とする。

4 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

（1）単体企業及び共同企業の共通要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- ⑤ 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- ⑥ 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び市町村税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市町村民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- ⑦ 沖縄県内に本店又は支店、営業所等を有すること。ただし、支店、営業所等には技術担当者が配置されていること。

（2）単体企業の要件

管理技術者等の資格要件は、原則として下記のとおりとする。

- ① 次に掲げる資格の内、いずれか1つ以上を有する管理技術者を雇用していること。
なお、ニーズ調査主任担当技術者を兼任すること。

- ア 技術士（総合技術監理部門、建設部門の内1つ以上）の資格を有する者。
- イ R C C M（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者。
- ② 次に掲げる資格の内、いずれか1つ以上を有する土木主任担当技術者を雇用していること。
 - ア 技術士（総合技術監理部門、建設部門の内1つ以上）の資格を有する者。
 - イ R C C M（都市計画及び地方計画部門、施工計画施工設備及び積算の内1つ以上）の資格を有する者。
 - ウ 1級土木施工管理技士。
- ③ 次に掲げる資格を有する測量主任担当技術者を雇用していること。
 - ア 測量士。
- ④ 次に掲げる資格を有する建築主任担当技術者を雇用していること。
 - ア 一級建築士。
- (3) 共同企業体の要件
 - ① 代表企業及び構成企業とし、2社若しくは3社であること。
 - ② 代表企業は、単体企業の要件①に掲げる管理技術者を雇用していること。
 - ③ 代表企業又は構成企業のいずれかは、単体企業の要件②に掲げる土木主任担当技術者、③に掲げる測量主任担当技術者、④に掲げる建築主任担当技術者を雇用していること。
 - ④ 代表企業の出資比率は構成員の内最大の出資比率(51%以上)でなければならない。
 - ⑤ 構成企業の内最小の出資比率は次の割合でなければならない。
 - ア 2企業の場合 30%以上
 - イ 3企業の場合 20%以上
- (4) 共同企業体に係る留意点
 - ① 共同企業体とは名護市ワーケーション拠点施設整備基本設計策定業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものである。
 - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書及び協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
 - ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
 - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
 - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

5 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

| 項目 | 期日又は期間 |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 案件公表（公告） | 令和3年9月30日（木） |
| 参加表明書の提出期間 | 令和3年9月30日（木）から 10月8日（金）午後5時まで（必着） |
| 現場確認 | 令和3年10月7日（木）午後2時 |
| 参加資格確認結果通知及びプロポーザル企画提案書類提出要請書の交付 | 令和3年10月11日（月） |
| 質問書の提出期間 | 令和3年9月30日（木）から |

| | |
|-------------------------|--|
| | 10月13日（水）正午まで（必着） |
| 質問の回答 | 令和3年10月15日（金） |
| 企画提案書類の提出期限 | 令和3年10月11日（月）から 10月18日（火）午後5時まで（必着） |
| プレゼンテーション及び ヒヤリングの実施 | 令和3年10月20日（水）予定 （10月21日（木）予備日） |
| 結果通知 | 令和3年10月22日（金）予定 |
| 契約予定時期 | 令和3年11月頃 |

※現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

（2）配布、提出資料

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 協定書【様式2】
- ③ 辞退届【様式3】
- ④ 質問書【様式4】
- ⑤ 会社概要表【様式5】
- ⑥ 業務執行体制表【様式6】
- ⑦ 業務実績表【様式7】
- ⑧ 企画提案提出書【様式8】
- ⑨ 企画提案書【任意様式】
- ⑩ 参考見積書【任意様式】
- ⑪ 名護市ワーケーション拠点施設整備計画（案）

配布場所：名護市地域経済部観光課（名護市産業支援センター2階）

※名護市ホームページ内より入手可。

（3）参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

- ① 提出期限
令和3年10月8日（金）の午後5時まで（必着）
- ② 参加表明提出書類
別紙1「参加表明提出書類について」参照
- ③ 提出方法
担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

（4）現場確認

本業務対象施設の現場確認を希望する者に対して、現場確認を行う。

- ① 現場確認日 令和3年10月7日（木）午後2時 1時間程度
- ② 原則として、メールによる事前受付とする。また、現地集合、現地解散とする。

（5）参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

- ① 交付日 令和3年10月11日（月）
- ② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(6) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式4】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和3年9月30日（木）から令和3年10月13日（水）正午まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内にメールにより参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和3年10月15日（金）に名護市ホームページにて公表する。

(7) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和3年10月18日（月）の午後5時まで（必着）

② 企画提案書類等

別紙2「企画提案書類等について」参照。

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(8) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和3年10月20日（水）とする。

予備日は、令和3年10月21日（木）とする。

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

| | |
|-----------|-----|
| プレゼンテーション | 25分 |
| 質疑応答 | 20分 |
| 合計 | 45分 |

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。

④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに特定テーマを対象として行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データ、パソコン及びプロジェクターは持参すること。なお、スクリーンについては、本市で準備する。

⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

6 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市ワーケーション拠点施設整備基本設計策定業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、委員会において協議し、最優秀提案者を決定する。
- ④ 最低基準点は60点とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

7 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

8 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなけ

ればならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、提出された企画提案書等を除き公開するものとする。（参加業者名及びその総合評価点数も含む。）ただし、提出された企画提案書等は、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式3】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

10 問合せ先

名護市 地域経済部観光課観光係

住所：〒905-0017 沖縄県名護市大中一丁目19番24号名護市産業支援センター2階

電話番号：0980-53-7530 F A X：0980-53-7522

メールアドレス：kankou@city.nago.lg.jp

(要項5(3)②関係)

別紙1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左2箇所ホッチキス留めとし、2部提出するものとする。

① 参加表明書【様式1】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式5】

ア 記載は1頁以内とする。

③ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）

ア 3カ月以内に発行されたものを提出すること。

④ 協定書【様式2】

ア 共同企業体として申請する場合は、記名及び押印上、提出すること。

(要項5 (6) ②関係)

別紙2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正および再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案提出書一式）：1部（片面印刷A4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案提出書一式）：12部（両面印刷A4フラットファイル綴じ）
- ③ 電子データ（企画提案書類一式）：1部（PDFデータをCD-R等にて提出）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 会社概要表【様式5】

ア 別紙1 参加表明提出書類について(2) ②同様。

② 業務執行体制表【様式6】

③ 業務実績表【様式7】

④ 企画提案提出書【様式8】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

⑤ 企画提案【任意様式】

ア 業務実施体制を含め、本業務における実施方針を提案すること。

イ 各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて提案すること。

ウ 20頁以内とすること。両面印刷で10枚とすること。

⑥ 参考見積書（任意様式）

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳を提出すること。

(要項6③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 配点 |
|---------------------------|------------------|---|-----|
| ①実績 (15点) | 事業者の実績 | 平成24年度以降の類似業務の実績(ニーズ調査業務等)・地域貢献度 | 15点 |
| ②実施体制 (10点) | 業務実施体制 | 十分な経験、有効な資格、類似業務の実績を有している者を配置し、適正な人員体制となっているか | 10点 |
| ③企画提案 (65点) | 実施方針 | 「名護市ワーケーション拠点施設整備計画(案)」の内容を踏まえた提案の妥当性及び実現性 | 10点 |
| | スケジュール | スケジュール管理方法や、事業費抑制に効果的なコスト管理の妥当性及び実施手順の適格性 | 10点 |
| | 取り組み | 新たな観光需要の取り込み、企業誘致の加速に関する提案の妥当性及び実現性 | 15点 |
| | 内容検討方法 | 整備内容の検討方法(ニーズ調査業務等)に関する提案の妥当性及び実現性 | 10点 |
| | 利活用 | 地域環境との整合性が高く利活用が有意義なものとなっているか | 10点 |
| | 付加価値 | 本業務の付加価値を高める独自提案があるか | 10点 |
| ④プレゼンテーション及びヒヤリング (5点) | プレゼンテーション及びヒヤリング | 説明は簡潔で分かりやすいか 質問に対する応答が迅速かつ明確であるか | 5点 |
| ⑤価格 (5点) | 見積価格 | 配点×(最低見積額/自社の見積額) ※小数点以下切り捨てした数値とする。 | 5点 |

満点：100